

業 務 委 託 契 約 書

収入
印紙

- 1 委託業務の目的
- 2 履行期限 年 月 日
- 3 業務委託料 一金
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 一金)
〔() の部分は、受託者が課税業者である場合に使用する。〕

- 4 契約保証金
上記の委託業務について、委託者鹿児島県（以下「甲」という。）と受託者
（以下「乙」という。）との間において、次の条項により委託契約を締結する。
(総則)

第1条 乙は、別冊の仕様書及び図面に基づき、頭書の業務委託料をもって、頭書の履行期限までに、委託業務を完了しなければならない。

- 2 前項の仕様書及び図面に明示されていない事項については、甲乙協議して定めるものとする。
(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たとき、又は中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4第1項に規定する流動資産担保保険に係る債権の譲渡を行うときはこの限りでない。
(再委託の禁止)

第3条 乙は、委託業務の処理を一括して他に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
(業務内容の変更等)

第4条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。
(履行期限の延長)

第5条 乙は、天災地変その他自己の責めに帰することのできない理由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、遅滞なくその理由を付して、甲に対して履行期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。
(事情変更による業務委託料の変更)

第6条 この契約締結時において予想することのできない社会経済情勢その他の情勢の変化により物価又は賃金に著しい変動を生じ、そのため業務委託料の額が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して業務委託料の額を変更することができる。
(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し、発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）

のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、この限りでない。

(検査及び引渡し)

第8条 乙は、委託業務を終了したときは、遅滞なく、甲に対して委託業務終了届を提出しなければならない。

2 甲は、前項の委託業務終了届を受領したときは、その日から 日以内に、乙又はその代理人の立会いのもとに、委託業務の完了を確認するための検査をしなければならない。ただし、乙又はその代理人が立ち会わないときは、欠席のまま検査できる。この場合において、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の終了及び再検査の場合に準用する。

5 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、委託業務に係る目的物を甲に引き渡すものとする。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、前条第5項の引渡しの日から起算して 箇月以内に判明した目的物の契約不適合を甲の指定する期限までに修補するものとする。

2 甲は、前項の契約不適合の修補に代え、損害賠償の請求をすることができる。

(業務委託料の支払)

第10条 乙は、第8条第2項及び第3項の規定による検査及び再検査の合格の通知を受けたときは、甲に対し業務委託料の支払を書面により請求するものとする。

2 甲は、前項の書面を受領したときは、その日から 日以内に業務委託料を支払うものとする。

(前払金)

第11条 乙は、連帯保証人を立てたうえ、甲に対して業務委託料の10分の 以内の前払金を請求することができる。

2 前項の保証人は、乙の債務不履行の場合の遅延利息その他の損害金の支払を保証しなければならない。

*参考： 土木建築に関する工事の設計及び調査並びに測量に係る委託契約の前払金条項 (昭和53年4月19日付け 会計課長通知)

(前払金)

第11条 乙は、委託料の額が100万円以上の契約について、公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和27年法律第184号) 第2条第4項に規定する保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約 (以下「保証契約」という。) を締結して、甲に対して委託料の額の10分の3以内の前払金の支払を書面により請求することができる。

2 乙は、前項の保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を甲に寄託しなければならない。

3 甲は、第1項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に前払金を支払うものとする。

(一部完了部分の引渡し)

第12条 委託業務の一部が終了し、かつ、可分であるときは、甲は当該部分の引渡しを、乙は当該部分に相応する業務委託料の額（以下「一部完了額」という。）を請求することができる。

2 前項の場合においては、第8条及び第10条の規定を準用する。

3 乙が前払金を受けている場合において、第1項の規定により請求することができる額は、前払金額に前項の規定により準用する第8条第2項及び第3項の規定による検査に合格した完了部分の業務全体に対する割合を乗じて得た金額を第1項の額から減じたものとする。

$$\text{請求額} = \text{一部完了額} - \left(\text{前払金額} \times \left(\frac{\text{一部完了額}}{\text{業務委託料の額}} \right) \right)$$

(業務遅延に対する遅延利息)

第13条 乙がその責めに帰すべき理由により履行期限内に委託業務を完了しない場合は、乙は、甲に対して遅延利息を支払わなければならない。

2 前項の遅延利息の額は、履行期限の翌日から委託業務を完了した日までの日数に応じ、業務委託料の額（委託業務が可分のものであるときは、業務委託料の額から一部完了額を控除した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。））に対して年2.5パーセントの割合で計算した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第14条 甲がその責めに帰すべき理由により第10条第2項に規定する期間内に業務委託料の全部又は一部を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払を完了する日までの日数に応じ、未支払業務委託料の額に対して年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、書面により乙に通知して、この契約を解除することができる。

(1) 履行期限内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第2条及び第3条の規定に違反したとき。

(3) 前2号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実

質的に支配している者（以下この号において「法人役員等」という。）、法人格を有しない団体にあつては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあつてはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この号において同じ。）が、鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められるとき。

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められるとき。

ク 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからキまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ケ 乙が、アからキまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（クに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、業務委託料の額の100分の10に相応する額を違約金として、甲の指定する日時までに、支払うものとする。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、必要があると認めるときは、委託業務の一部完了部分の引渡しを乙に請求することができる。この場合において、甲は、その一部完了額を支払うものとし、その支払金額は、甲乙協議して定めるものとする。

（前払金の返還）

第16条 前条第1項の規定により契約が解除された場合において、前払金を受けた乙は、前払金額から前条第3項の規定による支払金額を控除してなお余剰があるときは、その余剰額に利息を付して甲に返還しなければならない。

2 前項の利息の額は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、前項の余剰額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）に対して年2.5パーセントの割合で計算した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

（秘密の保持）

第17条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

* 参考： 委託業務が個人情報を取り扱う事務である場合の秘密の保持に関する条項

(平成15年2月19日付け 総務部長通知 平成27年12月28日改正)

(秘密の保護)

第17条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密が個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）であるときは、別記「個人情報取扱特記事項」（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）であるときは、「個人情報取扱特記事項（特定個人情報用）」）に従い、その取扱いを適正に行わなければならない。

(委託業務の調査等)

第18条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(契約に関する紛争等の解決)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保持する。(注1)

この契約の締結を証するため、本契約書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。(注2)

(注1)の部分は、契約書について紙をもって作成する場合に記載する。

(注2)の部分は、契約書について電磁的記録をもって作成する場合に記載する。

年 月 日

甲 鹿児島県

契約担当者 住 所

職・氏名

印

乙 住 所

氏名

印

連帯保証人住所

氏名

印